

お客様各位

新型コロナウイルス(COVID-19)における海外旅行保険の対応について

平素はご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

現在、世界中で蔓延しております新型コロナウイルスが猛威をふるい、各地で懸命な対応・処置が求められております。そんな中、海外旅行保険ご契約者皆様におかれましても、不安な日々をお過ごしかと存じます。

ここで現時点での海外旅行保険における対応を下記にまとめましたのでご案内致します。

日本へ一時ご帰国された(される)方

●再度ご出発を予定されていてご契約を維持される場合

一時帰国なので日本国内での治療費(病気・ケガ)も‘治療救済費用’の補償の対象です。(日本での非居住者の場合帰国から90日間、居住者の場合は30日間以内に発症した病気もしくはケガに限ります。)

状況が良くなり再度渡航されましたら、今までの現地滞在時と同様に補償が受けられます。

●再度ご出発を予定されているけど、ご契約を一旦解約される場合

帰国されますとご契約を解約出来ます。帰国日(帰国予定日)をご報告ください。

【解約返戻保険料 = 契約期間分の保険料 - 未経過期間分の保険料】ご契約内容により日割り・月割りと異なります。詳細はお問い合わせください。

なお、帰国時72時間以内に発症し治療を開始した病気につきましては、海外旅行保険の補償の対象になります。(現在外務省の情報を確認する限り、帰国者は全員新型コロナウイルスの検査を実施しているようなので、結果が陽性であれば‘治療救済費用’として治療費は補償の対象になります。)

なかなか次のご出発の予定が立てにくいと思いますが、新学期からの授業選択のため、VISA取得のため、渡航準備のため等、海外旅行保険の加入が必要になります。加入のタイミングやプラン等でご不明点やご相談、ご要望、ご希望などございましたらお気軽にお問い合わせください。

現地での滞在を選択された方

現地での滞在を選択された方は、さまざまな事象が想定されますが、一度帰国をされますと再度渡航し元の生活に戻すことには大変な困難が生じるため滞在を選択されるとお察しします。

海外旅行保険では万が一感染しても‘治療救済費用’として治療費は補償の対象です。

ただし、海外旅行保険があることで治療が優先的に受けられたりといったことはございません。予めご了承ください。

●ご契約の保険期間の満期を迎える方

ご延長のお手続きが可能です。ご延長には保険会社の審査が必要な場合もございますので、詳細はお問い合わせください。

●当初は帰国予定だったがやむを得ず滞在が伸びてしまう方

ご契約期間が切れてしまった場合等も想定されます。是非ご相談ください。

ご帰国された(される)方【完全撤収】

帰国時72時間以内に発症し治療を開始した病気につきましては、海外旅行保険の補償の対象になります。(現在外務省の情報を確認する限り、帰国者は全員新型コロナウイルスの検査を実施しているようなので、結果が陽性であれば‘治療救済費用’として治療費は補償の対象になります。)

株式会社 TIP JAPAN

〒1000006 東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 2 階

Email : info@tip-japan.com

TEL : 0120-847-576 FAX : 03-3215-2768

通常営業時間

月～木 10:00～19:00 金 10:00～17:00 日 12:00～17:00

土・祝日お休み

臨時対応時間(メール・TEL)

月～金 12:00～17:00

土・日・祝日お休み

店舗での営業は4月16日～5月31日(予定)を臨時休業とします。

新型コロナウイルスの一日でも早い終息と皆さまのご健康を心よりお祈り申し上げます。